

独立行政法人情報処理推進機構

中期目標

目 次

前 文	1
. 中期目標の期間	2
. 業務運営の効率化に関する事項	2
. 国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項	4
1 . ソフトウェア開発分野	
(1)ソフトウェア開発支援	4
(2)様々なステージに応じたITベンチャー支援	5
(3)債務保証事業	5
2 . 情報システムの信頼性・安全性に係る基盤整備の分野	
(1)情報セキュリティ対策の強化	6
(2)ソフトウェアエンジニアリングの推進	6
3 . 情報技術（IT）人材の育成分野	
(1)ソフトウェア産業競争力強化のためのIT人材育成	6
(2)中小企業経営者及び地域のIT化の支援	7
(3)情報処理技術者試験業務	7
4 . その他	
. 財務内容の改善に関する事項	9
. その他業務運営に関する重要な事項	9

独立行政法人情報処理推進機構 中期目標

前文

(これまでの情報処理振興事業協会の取組み)

今般、独立行政法人情報処理推進機構(以下、「機構」という)となる認可法人情報処理振興事業協会(以下、「協会」という)は、1970年(昭和45年)に設立されて以来、一貫して我が国の情報処理の振興、特にソフトウェアの振興に大きな貢献をしてきた。

設立当時は、電子計算機等のハードウェアの附属的な位置づけであったソフトウェアについて、ソフトウェアベンダーに対する資金面からのサポートを中心としてその量的な供給体制の整備を目指した。その後の情報サービス産業・ソフトウェア産業の発展及び利用者側ニーズの拡大・多様化に伴い、近年は支援分野を特定した重点的なソフトウェア開発支援や、プロジェクトマネージャーなどの外部専門家を活用したソフトウェア開発支援・人材発掘を行い、「量の支援」から「質の向上」へ重点を移しつつある。さらにインターネットの普及により急速に重要性を増した情報セキュリティ対策についても、1990年代から取り組みを開始しており、その調査・分析機能については評価を得ているところである。

これまでの数年間も、協会は、より効果的な事業を推進していくために、組織や業務の改革に日々邁進してきたところであるが、現状においては「道半ば」であり、今後更なる改革を進め、我が国の情報政策を実施する中核機関としての先導的役割を担うことを期待するものである。

(独立行政法人情報処理推進機構のミッション)

ソフトウェア及び情報処理システムが21世紀の知識経済を支える基盤となることに鑑み、機構は、ソフトウェア及び情報処理システムについて、我が国経済の競争力を強化するといった観点に立ち、産学官の連携拠点として、ソフトウェア戦略を具体化し、技術・人材の両面で戦略的な公的基盤の整備及び独創的技術開発の支援を提供するプロフェッショナル集団として日本経済の発展に貢献する。

その理念は『創造』、『安心』、『競争力』である。

機構の究極のミッションは、情報産業はもちろん、あらゆる産業及び政府部門が、ITの戦略的活用により『競争力』を向上させるための基盤を提供することにあるが、その競争力の根元は人材と技術であり、基盤を支える人材育成や技術開発とともに、『創造』の苗床を培う独創力のある人材や技術の発掘・支援を戦略的に行うことが必要である。

また、インターネットの普及、ソフトウェアの大規模化・複雑化に伴い、『安心』してITを利用できる環境の整備がこれまで以上に重要となっている。セキュリティ対策・ソフトウェア・エンジニアリングの普及を進めることにより、ITが真に社会のインフラとして機能するための必要条件を確保することが必要である。

これらの理念を実現するために、機構は、“ソフトウェアの開発”、“情報処理システムの信頼性・安全性に係る基盤整備”、“IT人材育成”を3本の柱として、効率的・効果的な事業を推進する。

さらに、事業の推進にあたっては、これまで協会が実施してきた組織改革等を承継することのみならず、これまで以上に不断の経営努力を行い、機構内部における各事業・組織の役割分担の明確化を図り、かつ各組織の連携を図りながら、ソフトウェア知戦略の実現と効率的・効果的な事業の推進を図っていくものとする。

また、機構は、独立行政法人として、事業運営の自主性・柔軟性を最大限に図り、利用者のニーズに機敏に応え、常に満足が得られるよう質の高いサービスの提供を行うものとする。

・中期目標の期間

中期目標期間は、平成16年1月5日から平成20年3月31日までの4年3か月とする。

・業務運営の効率化に関する事項

機構は、各事業や管理事務の遂行における費用対効果の向上を図るため、以下のような目標を実現するものとする。

1. 組織・人材の活用について

以下の施策を講ずることにより、個々人が最大限のパフォーマンスを発揮できる柔軟な組織体制を構築するとともに、業務に対応した多様な人材を集結し、効率的な運営を図る。

- (1) 組織体制について、ITを巡る内外の情勢の変化に応じて柔軟な対応を図り、より効率的・効果的な業務運営に努める。

- (2) プロジェクトマネージャー（以下「PM」という。）をはじめとした外部専門人材を積極的に活用することで、知識の習得や蓄積を通じて組織のパフォーマンス向上等に努める。

- (3)職員（研究員を含む）の業績について、様々な観点から評価し、その結果を具体的な処遇や人事配置に適切に反映させる。また、継続的な勤労意欲を図るために、必要な研修や外部での実務経験の機会の付与を通じ、職員の職務遂行能力の向上に努める。

2. 各事業の運営について

産業活動や国民生活の利便性向上に寄与することを旨として事業活動を展開する。

- (1) ソフトウェア開発支援事業において、開発成果や実施体制についての外部有識者による厳格な評価やフォローアップを実施し、また IT に関連する内外の動向を把握した上で、支援すべき重点分野の絞り込み等を行い、効率的な資源配分を行う。
- (2) 事業の採択に当たっては、提案公募を原則とし、公募にあたっては、十分な検討が行えるよう期間設定を行うとともに情報提供を行う。事業については、募集の締め切りから採択に至る期間を可能な限り短縮し、契約者にとって効率的な運営を図る。また、事業の効果が高まると認められるものについては、提案公募以外の採択方法についても検討する。
- (3) 事業内容等を勘案し、必要に応じ年度を超える契約を締結する等の弾力的な運用を図る。
- (4) 経済産業省電子政府構築計画に基づき、業務の最適化計画を策定する。現在、電子IPAによる業務の電子化を推進中であるが、最適化計画等に基づき、今後も更なる電子化を推進し、事務処理の効率化・迅速化に努める。
- (5) 業務の効率化を進め、段階的に一般管理経費（退職手当を除外）を削減し、中期目標の期間の最後の年度において、認可法人比12%を上回る削減を達成する。
- また、情報分野は、他分野に比べ技術や市場の変化の早い分野であることから、情勢の変化を踏まえながら不断の見直しを行い、継続事業については、中期目標の期間の最後の事業年度において、認可法人比12%を上回る効率化(途中新規事業についても、翌年度から年3%程度の効率化を含む)を達成する。その一方で、情報政策の観点からの新たな要請に配慮する。

- (6) 行政改革の重要方針（平成17年12月24日閣議決定）に基づき、国家公務員の定員の純減目標（今後5年間で5%以上の純減）及び給与構造改革を踏まえ、国家公務員に準じた人件費削減の取組を行う。

・国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

機構は、21世紀のIT社会に「創造」と「安心」を与え、我が国の「競争力」を高めることを目指し、ソフトウェア開発、情報処理システムの基盤整備、IT人材育成の3つの分野に係る各事業を的確に遂行することで、我が国社会経済を、活力ある、そして競争力のある社会に変えることを目指す。

1. ソフトウェア開発分野

技術動向に関する公的シンクタンク機能を整備し、国際的な技術動向に照らして、我が国に付加価値を生むとの観点から重点化した技術開発支援を行う。また、独創力のある企業、技術などの発掘・支援を戦略的に行い、効果的な産学連携を促進する。さらに、公的投資が必要とされる先進的な社会システムの基盤的ソフトウェアの企画・開発・検証にプロフェッショナル集団としての貢献を行う。

具体的には、第1に機構はオープンソフトウェアの利用環境・開発環境を整備し、政府を含めたユーザーの選択肢の拡大、イノベーションの拡大を目指す。第2に機構はビジネスグリッド・コンピューティングの推進に積極的に貢献し、産業の活性化を図る。第3に先端的・独創的なソフトウェア開発等を支援する。第4に、先進的な技術やビジネスモデルを有する中小ITベンチャー企業の発掘・支援を行う。

加えて、研究開発成果の実用化を促進するために、標準化が可能なプロジェクトについては積極的な標準化活動を行う。

(1) ソフトウェア開発支援

) オープンソフトウェアの開発支援

オープンソフトウェアの利用環境・開発環境を整備するために、それに向けた開発の支援及び積極的な情報収集・発信を行う。

) ビジネスグリッド・コンピューティングの推進

ビジネスグリッド・プロジェクト等において、国際市場への展開を促進する観点から、技術開発の推進や積極的な標準化活動を行い、本プロジェクト発の国際標準の獲得を目指す。

) 先端的・独創的なソフトウェア開発等の支援

国際的競争力のある多種多様な発想を持つ技術開発を支援し、世界に発信するソフトウェアを開発する。

また、実用化を前提に、公共性の高いソフトウェア開発や民間のみでは十分な開発が期待できないソフトウェア開発についても支援を行い、開発成果の早期の実用化を目指す。

特に、産業投資特別会計から出資を受けて実施するソフトウェア開発については、収益の可能性がある場合に限定する等、事業の目的に照らして適切な対応を図る。

-) 開発成果や実施体制について、厳格な評価及びフォローアップに努め、次期事業に反映させる。
-) 研究開発成果に係る費用対効果分析を検討し、分析による効果について早期の公開を目指す。

(2) 様々なステージに応じたITベンチャー支援

中小・ITベンチャーの育成・支援は、我が国社会経済が活性化していく上で必要不可欠である。その支援は開発支援のみならず、資金調達に対しても債務保証やベンチャー・キャピタリストとのマッチング等、一貫したサポートが必要である。具体的には、

-) 中小・ITベンチャー企業が有する先進的な技術やビジネスモデルに対する評価を行い、ベンチャー・キャピタリスト(VC)等とのマッチングを図るために必要な情報提供等を積極的に行う。
-) 独創的技術を有する企業の発掘を行い、開発に対する支援を行う。

(3) 債務保証事業

資金調達が困難な中小・ベンチャー等を中心に、債務保証の活用を促すことでソフトウェア開発等における幅広い支援を図る。具体的には、

-) 平成15年度から開始した保証窓口の拡大(機構の直接受付)等による利便性の向上等について、積極的な広報活動を行い、利用者の拡大を図るとともに、潜在的に成長力を有する企業を積極的に発掘する。
-) ただし、制度の健全性を確保する観点から、事業については収支均衡に努める。
-) また、これまで検討を行ってきたソフトウェア等の担保価値の評価について、評価手法の早期開発を目指し、加えて、保証審査に際しての評価手法についても検討をし、その結果を事業に反映させる仕組みを検討する。

2．情報処理システムの信頼性・安全性に係る基盤整備の分野

我が国のセキュリティ水準の向上を図るため、情報セキュリティに関するユーザーへの適切な情報発信、その前提となる情報収集、調査分析、研究開発、標準化等を実施する。

また、品質の高いソフトウェアを決められた納期とコストで開発する種々の手法の活用の促進、ソフトウェア品質評価のガイドライン・基準の策定などを通じて、「良い」ソフトウェアやサービスに対して、適切な評価が行われるための条件整備を進める。

(1) 情報セキュリティ対策の強化

）ウィルス、不正アクセス等に関する情報発信基地として、常に迅速な情報収集、分析及び提供を図るとともに、情報セキュリティ対策等に関する普及啓発を行う。

）情報セキュリティに係る評価・認証を実施するなど、IT製品及びシステム等の安全性・信頼性の向上に貢献する。

）暗号技術、認証技術等をはじめとする情報セキュリティ技術全般について調査、評価、技術開発等を実施し、情報セキュリティ技術等の向上等に貢献する。

）国内関係府省及び各国政府関係機関等との連携を構築・強化するとともに、情報セキュリティに関する国内・外の標準化に向けた検討及び各種指針の作成等を行う。

(2) ソフトウェア・エンジニアリングの推進

）品質の高いソフトウェアを決められた納期とコストで開発するために、ソフトウェア開発プロセスの改善・評価手法に対する調査・研究開発等を行い、国内企業に対する普及啓発を実施し、ソフトウェア品質評価のガイドライン・基準の策定を行う。また、政府調達に関する技術的支援を行う。

）内外の関連機関との連携を図り、本分野における最新の世界情勢に対する情報収集機能の強化を図る。

3．情報技術(IT)人材の育成分野

(1) ソフトウェア産業競争力強化のためのIT人材育成

）ソフトウェアエンジニアリングの実践力を有する人材の育成を行う。これらを実現するために、機構は、産業界のニーズを的確に学界に伝達し、学界の最新の問題意識を産業界にフィードバックするなどして、産学の連携強化に積極的な役割を果たす。

(ITスキル標準の整備)

-) IT技術者のスキル標準等の整備を行い、関係団体等との連携を図りながら、継続的な普及に努める。
-) ITサービスに従事する各職種の人材への目標、キャリアパスを提示し、プロフェッショナルとしての自立を促進する。

(独創的な技術等を有する人材発掘：未踏ソフトウェア)

-) ソフトウェアに係る独創的な技術やアイデア等を有する優れた人材を、中期目標期間終了までに50人以上発掘をする。

(2) 中小企業経営者及び地域のIT化の支援

-) ITによる新たなビジネスモデルの構築や業務プロセスの改善等の経営改革を進める中小企業経営者に対し、問題解決のための情報提供や経営戦略策定等に必要な支援を地域行政機関、商工会議所等との連携を図りつつ、積極的に実施する。

(地域ソフトウェアセンターについて)

-) 出資先企業である「地域ソフトウェアセンター」への経営指導・助言に加え、地方自治体との連携を図ることによる支援強化を図る。また、事業年度毎の財務状況を公開し透明性を確保する。

(3) 情報処理技術者試験業務

(情報処理技術者試験の運営)

-) IT技術者として必要な共通的事項についての知識認定を体系的に行う試験制度を目指す。
-) 膨大な受験生を抱えることに鑑み、実施体制の万全の準備と円滑な実施を目指す。
-) 試験に関する積極的な情報提供に努める。
-) 試験の実施運営に関して幅広い意見等を聴取し、次回以降の運営に反映させる。
-) CBT(Computer Based Test)の実施のための検討及び実施可能性を検討するための措置を講じる。

(情報処理技術者試験のアジア展開)

-) ソフトウェア技術及び市場のグローバル化に伴い、国境を越えた質の高いIT人材の確保、流動化を図るため、特にアジア各国(ASEAN 加盟国、中国、韓国、インド等)との連携を強化するために、我が国試験制度との相互認証を推進する。
-) アジア各国間の試験制度の標準化等に必要な調査を実施するとともに、アジア各国への関係情報の提供に努める。

4. その他

(1) 政策当局との連携

「高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する重点計画(e-Japan 重点計画)」や、経済産業省が定める「プログラム基本計画(情報通信基盤ソフトウェア開発推進プログラム基本計画)」等の施策、産学官連携に関する施策等の国の政策に沿って適切に業務を実施するため、政策当局との緊密な連携を図る。

(2) ITに係る情報収集・発信

-) 内外の技術動向を常に把握し、積極的な情報発信を行う。
-) 地域におけるIT及びIT企業等に関する情報収集を行い、ITビジネスに役立つ情報提供を行う。
-) ITに関する統計的調査・分析を実施し、ソフトウェア開発戦略に活かす。
-) 専門人材(PM等)についての情報を整備し、利便性の高い情報提供を行う。
-) ソフトウェア開発に関する「技術ロードマップ」を作成する。

(3) 広報活動等

-) 研究開発に重点を置く事業については、その効果が現れるのに時間がかかることから、事業成果について経済社会に対する効果や貢献に関し継続的な調査を行い、その結果について広く公開し、国民の理解を得るよう努める。
-) 調査及び研究開発成果については、事業終了後早期に公開する。
-) 事業の成果発表会を開催するなど、積極的な成果普及に努める

(4) 事務の電子化

-) 各業務における事務の電子化を推進し、利用者の利便性の向上を図る。

. 財務内容の改善に関する事項

(1) 資産の健全化

- ）債務保証事業については、中期目標期間中の収支均衡に努める。
- ）情報処理技術者試験については、受験手数料収入による財政基盤を確立し、円滑な事業運営を図る。
- ）研究施設については、活用状況を公開するとともに、その状況を踏まえ、売却等の適切な方策に努める。
- ）情報処理振興事業協会から承継した債権回収業務（特定プログラム開発承継業務、地域教材開発承継業務）について、適切な回収を行うものとする。

(2) 出資事業（地域ソフトウェアセンター）について

- ）地域ソフトウェアセンターについて、設立趣旨及び事業展開に留意しつつ、出資総額に対する繰越欠損金の割合を可能な限り中期目標期間中に減少させる。
- ）地域ソフトウェアセンターの解散については、倒産以外であっても、事業の成果が見込めず、かつ一定の基準に該当するものは、中期目標期間内に整理をするものとする。

(3) 自己財源の確保

- ）情報セキュリティの認証について有料化に努める。

. その他事業運営に関する重要な事項

- (1) 管理業務の合理化を図り、管理業務に関わる支出額（人件費）の総事業費に対する割合を抑制するものとする。